四日市市健康増進事業自己負担金の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年４月１０日

四日市市長　　田　中　俊　行

四日市市規則第３９号

四日市市健康増進事業自己負担金の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四日市市健康増進事業自己負担金の徴収に関する規則（平成２２年四日市市規則第５２号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則<br><br>（趣旨）<br>第１条　この規則は、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第１９条の２の規定に基づく健康増進事業及び市が独自に実施する健康増進事業（以下「健康増進事業」という。）に係る経費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。<br><br>（経費の徴収）<br>第２条　健康増進事業を受診する者（以下「受診対象者」という。）又はその扶養義務者（同一世帯に属する者に限る。以下同じ。）は、健康増進事業の実施に要する経費を負担しなければならない。<br>２　市長は、受診対象者又はその扶養義 | 四日市市健康増進事業自己負担金の徴収に関する規則<br><br>（趣旨）<br>第１条　この規則は、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第１９条の２の規定に基づく健康増進事業（以下「健康増進事業」という。）に係る自己負担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。<br><br>（自己負担金の徴収）<br>第２条　市長は、健康増進事業を受診する者（以下「受診対象者」という。）又はその扶養義務者（同一世帯に属する者に限る。）から、別表に定めるところにより自己負担金を徴収する。 |

| | |
|---|---|
| 務者に対し、必要と認めた額の助成を行うものとする。 | |
| 第３条　市長は、前条第１項に規定する経費から同条第２項に規定する額を除して得た額を健康増進事業の実施時に受診対象者又はその扶養義務者から徴収するものとする。<br>２　前項の規定により徴収する額は、別表に規定する額とする。 | 第３条　前条の自己負担金は、健康増進事業の実施時に徴収するものとする。 |

改正後

別表（第２条関係）

受診対象者又はその扶養義務者から徴収する額

がん検診（集団）

| 種類 | 受診対象者 | | 徴収する額 | 徴収する額（国民健康保険被保険者） |
|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | |
| 肺がん・結核検診（エックス線） | ２０～３９歳 | | ７００円 | ２００円 |
| | ４０～７４歳 | | ５００円 | １００円 |
| | ７５歳以上 | | １００円 | |
| 肺がん・結核検診（エックス線・喀痰検査） | ２０～３９歳 | | ２，１００円 | １，２００円 |
| | ４０～７４歳 | | １，２００円 | ２００円 |
| | ７５歳以上 | | ２００円 | |
| 乳がん検診（女性のみ） | ２０～３９歳 | エコー | ３，１００円 | １，３００円 |
| | ４０～７ | マンモグ | ２，１００円 | ３００円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ４歳 | ラフィ | | |
| | | エコー | １，６００円 | ２００円 |
| | ７５歳以上 | マンモグラフィ | ３００円 | |
| | | エコー | ２００円 | |

注１：年齢は、検診の実施日の属する年度末の４月１日現在の年齢とする。

注２　（略）

注３　（略）

がん検診（個別）

| 種類 | 受診対象者 | | 徴収する額 | 徴収する額（国民健康保険被保険者） |
|---|---|---|---|---|
| 胃がん検診 | ４０～７４歳 | | ４，４００円 | ９００円 |
| | ７５歳以上 | | ９００円 | |
| （略） | | | | |
| 子宮頸がん検診（女性のみ） | ２０～７４歳 | | １，８００円 | ３００円 |
| | ７５歳以上 | | ３００円 | |
| 乳がん検診（女性のみ） | ４０～７４歳 | マンモグラフィ | ２，６００円 | ５００円 |
| | ７５歳以上 | マンモグラフィ | ５００円 | |
| 肺がん・結核検診（エックス線） | ４０～７４歳 | | １，７００円 | ３００円 |
| | ７５歳以上 | | ３００円 | |
| 肺がん・結核検診（エックス線・喀痰検査） | ４０～７４歳 | | ２，９００円 | ５００円 |
| | ７５歳以上 | | ５００円 | |

注１：年齢は、検診の実施日の属する年度末の４月１日現在の年齢とする。

注２　（略）

注３　（略）

歯周疾患検診

| 種類 | 受診対象者 | 徴収する額 | 徴収する額（国民健康保険被保険者） |
| --- | --- | --- | --- |
| （略） | | | |

注１　（略）

注２　（略）

改正前

別表（第２条関係）

健康増進事業に係る自己負担金の額

がん検診（集団）

| 種類 | 受診対象者 | | 自己負担金 | 自己負担金（国民健康保険被保険者） |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （略） | | | | |
| 胸部検診（エックス線） | ２０～３９歳 | | ７００円 | ２００円 |
| | ４０～７４歳 | | ５００円 | １００円 |
| | ７５歳以上 | | １００円 | |
| 胸部検診（エックス線・喀痰検査） | ２０～３９歳 | | ２，４００円 | １，３００円 |
| | ４０～７４歳 | | １，２００円 | ２００円 |
| | ７５歳以上 | | ２００円 | |
| 乳がん検診（女性のみ） | ２０～３９歳 | エコー | ３，１００円 | １，４００円 |
| | ４０～７４歳 | マンモグラフィー | ２，１００円 | ４００円 |
| | | エコー | １，６００円 | ３００円 |
| | ７５歳以上 | マンモグラフィー | ４００円 | |
| | | エコー | ３００円 | |

注１：年齢は、検診の実施日の属する年度の４月１日現在の年齢とする。

注２　（略）

注３　（略）

がん検診（個別）

| 種類 | 受診対象者 | 自己負担金 | 自己負担金（国民健康保険被保険者） |
|---|---|---|---|
| 胃がん検診 | ４０～７４歳 | ４，４００円 | １，４００円 |
| | ７５歳以上 | １，４００円 | |
| （略） | | | |
| 子宮頸がん検診（女性のみ） | ２０～７４歳 | １，８００円 | ３００円 |
| | ７５歳以上 | ３００円 | |

注１：年齢は、検診の実施日の属する年度の４月１日現在の年齢とする。

注２　（略）

注３　（略）

歯周疾患検診

| 種類 | 受診対象者 | 自己負担金 | 自己負担金（国民健康保険被保険者） |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |

注１　（略）

注２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則は、平成２７年度以後に実施する健康増進事業に係る経費の徴収から適用し、平成２６年度以前に実施した健康増進事業に係る自己負担金の徴収については、なお従前の例による。

（健康福祉部健康づくり課）